

和田ゆかり

ビジネスマナーちょっと得する話 147



(和田ゆかり)

皆さんこんにちは。アジサイが綺麗な6月になりました。

5月からお昼休みにウォーキングをはじめました。コースはその日の気分。ある日はお城周りをぐるっと、そしてまたある日は実家にひょっこりと顔を出して、母を驚かせたりと、本当に気ままなお散歩です。座り仕事という事もありますが、本当に運動不足なので、このお散歩時間はちょうど良い運動です。

しかも、歩いていると、こんな所にこんな花が咲いているとか、同級生のお父さんにバッタリと会ったりして。ステキな発見と出会いがとても楽しく、良い気分転換になります。

6月に入ると雨の日が多くなると思いますが、長靴を履いて、雨の日のお散歩も楽しんでみよかなと考えています。

さて、今回は「言葉」についてお話いたします。

普段、何気なく会話をしています。言葉とは「言霊・・・ことだま」と言われるくらい実はとても影響力があるものです。影響力があるからこそ、普段から、ネガティブな言葉を使うよりもポジティブな言葉を使うことを心掛けたいです。

自分が発する言葉は相手に向けて発するものですが、同時に自分の耳にも届く言葉です。愚痴や不平不満、相手を傷つける言葉は相手に影響を与えるのはもちろんですが、自分自身にも影響を与えます。何気なく「あー疲れた」「やってられない」「めんどくさい」「かったるい」など言っていないですか？確かに日によっては、このような気持ちになる日もあります。

私もつい口にしてしまう時があります。しかし、ネガティブな言葉を発した後は、ポジティブな言葉で締めくくるように心がけています。「あー疲れた。今日は早く寝て明日頑張ろう」とか。「めんどくさいから早く片付けちゃおう」とか。ネガティブな言葉の後ろに気持ちを切り替える言葉をつけて締めくくります。

ポジティブな言葉には「ありがとう」「助かった」「なんとかなる」「とりあえずやってみよう」「嬉しい」「わくわく」「ツイてる」などがあります。

発した言葉が相手にも自分にも大きな影響をもたらすのであれば、ポジティブ用語を自然と使えるようにしたいですね。また、ポジティブ用語を使うことで、気持ちを切り替えられるのなら、心に余裕ができ、自然と表情や立ち振る舞いも穏やかになります。

また、言葉に出して言うことでご自分の耳に言葉が届きます。自分の言葉が耳に届くのと同時に自分の感情にも届きます。

今は、コロナ過でコミュニケーションの取り方も変わりつつありますが、ネガティブな発想やネガティブな言葉ばかり使う方には、周りの人が気を使ってしまいます。つつい発してしまった時には、後ろにポジティブな言葉をつけてみましょう。

ムリにポジティブになるという事を言っているわけではありません。人間ですから、そんな日もあります。気持ちがついてこない時もあります。そんな時は、そんな自分を認めてあげましょう。ただし、いつまでも立ち止まっていたはいけません。



ポジティブ言葉を使っていくうちに、必ず自分の気持ちにも変化が起きてきます。

さあ！！今日からぜひ！

“ポジティブな言葉であなたも HAPPY ♪ 私も HAPPY ♪”

facebookやっています。  
<和田ゆかり>で検索！  
ビジネスマナーコンサルタント

# ～人材が人財に変わる時シリーズ 102～



## ついに開花

皆様、こんにちは。

2年前に頂いた紫陽花の挿し木がついに先日開花しました！2年間、花を咲かさないう紫陽花でしたが、念願の開花。

ガーデニングをするきっかけになった紫陽花だけに、とっても嬉しかったです。

これからも大切にしていきます。

## 月次支援金

一時支援金に該当した事業者さまは申請を無事に完了されておりますでしょうか。

まん延防止等重点措置、緊急事態宣言などコロナ対策に応じ、様々な援助がこれまでございました。

また新たに【月次支援金】という、影響緩和措置が新設されましたので、ご紹介をさせていただきます。

概要としては、一時支援金を月単位で申請していくようなイメージです。

## 給付対象は

給付対象のポイントを見ていきましょう。

### 【要件①】

対象月の緊急事態措置態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること。

少し、表現が難しいですが、多くの事業者が該当するはずですよ。

緊急事態宣言等が発令されていない地域であっても、対象措置を実施する都道府県に所在する飲食店と直接・間接の取引があり、その影響を受けているのであれば、対象となります。

または、対象措置を実施する都道府県に所在する個人顧客と直接的な取引があることによる影響を受けていても対象です。

つまりBtoCビジネスは多くが該当するかと存じます。また、BtoC ビジネスを顧客として持っている事業者も該当する可能性が高いですね。

### 【要件②】

2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していることが要件です。

一時支援金同様厳しい内容ではありますが、季節変動等がある事業なども該当するかもしれません。

## 給付額

給付される金額については、中小法人等は上限20万円。個人事業者等は上限10万円が、月当たりの給付額となります。

### （計算式）

2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

## 申請受付期間

現段階までの発表ではありますが、受付対象月は2021年4月・5月・6月が対象となります。

申請締め切りは、4月・5月分は2021年8月中旬までとされています。

## 申請に必要なこと

必要になる書類関係は一時支援金とほぼ同様ですが、「登録確認機関」の事前会議が必要となっております。

当社は登録確認機関に該当致しますので、クライアントの皆様は月次資料と共に是非、当社へお声がけくださいませ。



←もっと詳しい情報は  
こちらからどうぞ！  
LINEの友達登録の  
QRコードをお使いに  
なれると便利です

筆者：木村隆人（きむらたかひと）  
笑顔と清潔感を大切に、真摯な姿勢と情熱をもって対応することを心がけています。そして内面は常に  
プロGRESS（漸進的）な考えで  
行動することを信念としています。  
日の出からサーフィン、真冬のキャンプなど  
アクティブな活動が大好きです！  
一人息子を溺愛しながら子育て奮闘中！



皆さん、こんにちは。

今年は早い梅雨入りだとニュースになっていましたが、例年通りでしたね。晴れる日は嬉しいですが、マスクが暑く感じる季節になりました。冷感のマスクも出てきていますが、これからの時期熱中症に、より注意しないとイケないと思います。十分な睡眠と水分補給を心掛け体調管理をしていきましょう。



それでは、今月は相続税の申告期限と納付、遺産分割についてお話をしたいと思います。

相続税の申告期限は、相続の開始があったことを知った日（通常は亡くなった日）から10ヶ月以内です。また、申告期限＝納付期限ですので、相続税の納付も10ヶ月以内にしなければなりません。災害その他やむを得ない事情があり、10ヶ月以内に申告及び納税ができない場合で、税務署長が許可したときは、その期限を延長することができます。しかし、「遺産分割が決まらない」という理由では、「申告期限後3年以内の分割見込書」を税務署に提出することにより期限を延長出来ます。ですが、10ヶ月の期限内に、相続税の申告書の提出及び相続税の納税を行わなければなりません。

この場合、遺産分割協議が調っていないことにより、各相続人が民法に規定する法定相続分で財産を相続したものととして、相続税の申告及び納税を行うこととなります。

相続税法においては、税の軽減の特例等がいくつか設けられています。一部をご紹介しますと、配偶者の税額軽減、小規模宅地の評価減等があります。このいずれの特例も遺産分割協議においてその取得者が決まっていない場合には、適用を受けることができません。

今回お伝えしたいのは、遺産分割がまとまらないことは、納期限までの納税資金準備を困難にするだけでなく、特例を受けることができないため、納付税額も多額になってしまうということです。



相続税が課税される可能性のある方は、ぜひ遺言書を作成しておき、このような事態を避けて頂きたいと思います。

遺されるご家族のために、生前からできる対策を講じておくことが大切です。

そのためには、まず相続税試算をしてみても、いかがでしょうか。